

# 業務執行体制の拡充・仕事の問題特集

## 震災対応で明らかになった対応力と問題点

# 改善し、国民の国民の期待に応えられる体制に

# 管理職ユニオン

国土交通省

NO. 188  
2012. 7. 15

発行 国土交通省管理職ユニオン  
所在地 東京都千代田区霞ヶ関2-1-2 中央合同庁舎2号館  
TEL 03-3509-1138  
Eメール k-union@alpha.ocn.ne.jp  
ホームページ http://www7.ocn.ne.jp/~k-union

### 大震災の対応を経て、一五項目の要求提出

#### 「管理職員等アンケート」職場議論の参考に

ユニオンは昨年の上3、11東日本大震災への対応を経て、国土交通省が国民の安全・安心を守る官庁として、職場内の業務執行体制を点検・見直しをしたとき、多くの見直し、又は拡充すべき分野が明らかになりました。緊急に改善すべき分野を15項目にまとめ、職場にその意見を求めたところ3000名を超える管理職員などから支持署名を得ました。ユニオンは、国民の国土交通省に対する期待に応えるため、これらの要求と支持署名を国土交通省に提出し、その実現を迫ってきました。今年の2月27日に開催された団体交渉で、官庁長は「東日本大震災以降の一年間の現場を検証し、体制を見直すべきは見直していく考えである。現場の意見も聞かせて頂きたい」と回答しています。大きな災害が続発している中、国民の安全・安心を「実践的」に守ることが整備局廃止などへの最大の反撃になります。ユニオンはこれらの要求実現と団体交渉の履行を求めて引き続き交渉・折衝を強化していきますが、今回の「防災体制拡充特集号」では、これら要求項目とその要求趣旨を特集しました。現場の意見でさらに補強すると同時に、現在進めている「管理職員等アンケート」の職場議論の参考にしてください。

### 組織人事に関する事項

#### 一、整備局の地方移管に反対です。

今回の災害時にも行われたような素早い全国的な支援は困難になる。また、今後の復興支援にも支障が生じる恐れがある。さらには、政府が進めた「構造改革」により生じた都市と地方の格差が、ますます拡大することになる。

#### 二、専門職種（機械・電気通信）対応の課を復活させよう。

今回の震災対応で災害対策車を多数配備したが、このうち衛星通信車には常時、電気通信担当職員が派遣される。燃料不足から暖房無し、寒い車中泊で困難な業務を行っている。また、排水ポンプ車と照明車には機械担当職員が同様に派遣され、余震による再度の津波を気

にしなから、海岸近くで困難で危険な業務を担っている。災害時においては機械・電通職員が不可欠であるにもかかわらず、事務所には担当する課が無く、防災官庁としての本来の業務執行体制を確立するために、以下のとおり機械課・電気通信課を復活させる必要がある。

・災害対策（除雪を含む）機器並びに、水門やダムなどのゲート類を維持管理と運営並びに災害には、市

町村にも機械・機器等の応援態勢を企画するために全事務所に機械課を新設する。大規模災害時に、通信機関が不通になった場合でも通信できる設備の維持管理と運営並びに市町村への応援態勢を企画するため、全事務所に電気通信課を新設すること。

#### 三、定員削減計画を直ちに廃止し、職員を増員すること。

今回の震災では、東北地整の職員自らが、親族や住宅に被害を受けた被災者であるにもかかわらず、公務員として全体の奉仕者であるとの高い使命感から、震災後職場に残り、不眠不休で復旧・復興に努めている。

また、中国・東北の豪雪による長時間にわたる通行止めの際にも、事故直後の混乱の中、情報収集や緊急対策など困難な業務を、少数の職員のみで行わざるを得ず、事務所・出張所に参集した職員は、まさに不眠不休の激務となったが、職員の努力にもかかわらずマンパワーの不足から、満足な結果を得られなかったことも事実としてあった。

このような事態を招いた最大の原因は、困難な現場の実態を無視した政府の定

員削減計画にある。

現在、再任用者は基本的に事務所に配置されているが、再任用者は現役時代からの長い経験と地域の情報を持っており、災害時こそ、その経験と能力を大いに発揮できる。

常日頃から再任用者を出張所に配置し、他の職員との協働により組織全体の防災力向上が図られる。

また、震災により道路がいたる所で寸断され、そのような中、自操運転により現地調査を行ったが、道路の行き止まりの箇所、車両を駐車して調査を行い、調査終了後に車両を取りに戻らなければならず、非常に効率が悪いことも車両管理上問題があった。車両運転職員も必要職種である。

危機管理に対応する機関の要員は、全て職員（再任用者を含む）とすべきである。

#### 四、単身赴任を最大限減らすこと。

東北及び中国地整備管内で発生した、一般国道の「長時間にわたる通行止め」について、その主な原因は短時間での異常な降雪と道路利用者の安易な判断にあると思うが、発生日時が休日であったため、職員の当該事務所・出張所への参集が

決定的に遅れ、混乱に拍車をかたことは否めない。この原因は、2年から3年サイクルの「コロコロ配転」及び原則として「内部昇任を行わない」人事政策により、居住地から遠い箇所へも転勤せざるを得ず、単身赴任があたりまえとなっている人事任用政策にある。

## 施設等に関する事項

### 一、事務所・出張所は安全な施設とする。

今回の震災では、釜石港湾事務所や気仙沼国道維持出張所等、数多くの施設が津波の被害を受け、その後の業務に深刻な影響を与えた。全国的には洪水はん濫区域内や液化化、津波による被害が予想される地域等、危険な地域に相当数の事務所・出張所が存在する。事務所・出張所は、その位置・強度等安全な施設とすること。また、必要な食料・燃料等の備蓄を図る必要がある。

### 二、通信設備の信頼向上対策を図る。

今回の震災では、被災直

・災害対策に従事する職員は、原則として単身赴任とならないようにすること。そのため、内示前に職員の意向を十分確認すること。・やむを得ず単身赴任になる場合でも、自宅又は家族居住地から1時間30分以内で移動できる範囲とする。

後から携帯を含む電話は機能せず、光ケーブルも各所で破断した。そのようななかでもマイク回線は生きていたが、回線数が少なく、双方向の機能が無いマイク回線では、同時に大量の情報を伝えることが出来ず、うまく機能しなかったとの報告がある。今回の現場では衛星携帯電話が機能していたが、衛星に頼りすぎても衛星に障害が発生した場合には問題があることから、光ケーブル一辺倒ではなく、多様な信頼性の高い緊急通信網を自治体を含め整備するとともに、通信施設の電源・津波等災害対策を図ることが必要である。



## 業務執行、その他の事項

### 一、防災力維持・向上のため、地元中小建設業の保護育成を図ること。

災害時における初期対応が重要であることは議論の余地はない。しかし、長引く不況と政府の公共事業費縮減から、地方の建設業者の疲弊は著しく、会社そのものが減少するとともに、職員の高齢化や減少、自前で建設機械を持たない（持てない）業者が多くなってきている。

この結果、災害時において行政機関からの要請にこたえられず、結果的に被害の拡大を阻止することが出来ない事態になっており、地域の防災力の維持・向上には地元中小建設業者の保護育成を積極的に図る必要がある。

二、震災被害からの復興は地元住民の意思を尊重し、国と地方の役割分担を明確にして実施するとともに、支援の一層の拡充を図ること。

早急なガレキ処理が求められているが、この処理を一元的に国が行う事が合理的であると思われることから、早急な法整

備を図る必要がある。

また、復興にあたっては地元住民の意思を尊重し、国と地方の役割分担を明確にして実施すること。基礎自治体単位に国の復興機関（出張所・分室等）を配置することが有効と考えられることから、検討を行う必要がある。

三、増員が当面困難な場合、車両管理・支援業務等は、適切な契約方式とする。

今回の震災では、車両管理業務の運転員が職員と一緒に派遣されている。運転員への直接指示は労働者派遣法に違反となるが、地理的に不案内、携帯電話の不通などにより現地では「直接指示」によらざるを得ない状態におかれた。また、委託業務、その他工事などでも事情は同様であった。

「二オン」は、日常業務においても「直接指示」の問題があることを再三指摘してきたが、「直接指示」無しに業務が廻らない事は明白であり、「直接指示」が出来る適切な契約方式に変更する必要がある。

四、テックフォース等で現地への派遣は、必要な技術力を持つ者とする。

現場で求められる能力は、現地の状況を的確に判断し、現場をコントロールする力（技術力）である。安易に役職で選考することなく、スキルアップのため研修等の充実を図る必要がある。また、災害時の調査においては、必要によりコンサルタントや学識経験者と合同で調査を迅速に実施出来るよう、事前に体制等を整備しておく必要もある。

五、自操運転は廃止すること、廃止までの間は次のことを具体化する。

今回遠方に自操運転で派遣したが、自操運転は、打合せ・会議などに限定し、災害、事故等の発生場所に命令しないこと。・道路交通法第74条の3等に基づき、「安全運転管理者」を事業所に専任、本府省と本局、事務所、出張所などの出先機関全てに「安全運転管理者」（必要に応じて「副安全運転管理者」）を専任すること。

## 職員の処遇に関する事項

- 一、深夜勤務手当を民間同様管理職員にも支給すること。
- 二、管理職員特別勤務手当を適切に支払うこと。
- 三、安全管理を徹底すること。
- 四、健康被害を発生させないこと。

**見直しすべき業務があればアンケートは必ず返す**

職場では、職員が減らされる一方で、業務はより多岐に亘り高度になってきています。加えて、大蔵海岸裁判のように第一線の管理職に一層の責任を押しつけられる流れになっています。

また、過度の説明資料や、中には幹部の「個人的趣味」とも思われる資料作り、入札制度の相次ぐ変更による業務の煩雑化、過剰なまでの特定の個人・団体に対する対応などで、本来業務はそっちのけで長時間・過重労働に追われています。大会では、仕事と健康問題の項で、もついちど仕事のあり方を改善・見直そうという意見がありました。ぜひ本来業務は何か、無駄な業務は何かの考えられる点があれば記入をお願いします。